平成２４年（フ）第２３８号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目３番６号　松下アパート２階
債務者　米倉　睦子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
鹿児島県鹿児島市上荒田町３番10号　佐多マンション405号
債務者　中西　啓二
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目56番64―33号
債務者　清川美津子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９２号
北海道苫小牧市もえぎ町２丁目14番８号
債務者　山下　久子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５４号
千葉県茂原市茂原346番地
債務者　鈴木　陽子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
千葉県山武郡九十九里町片貝2287番地17
債務者　佐々木春美
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０３号
滋賀県彦根市八坂町2038番地９
債務者　立岡　広文
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１８５１号
京都市伏見区小栗栖中山田町50番地　府営住宅小栗栖西団地30―503
債務者　辻井　章一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５２号
京都市伏見区小栗栖中山田町50番地　府営住宅小栗栖西団地30―503
債務者　辻井　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
京都市右京区太秦石垣町39番地　新和荘Ｂ棟６号
債務者　嵯峨設備こと　村上　菊雄
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７２２号
京都市西京区川島滑樋町40番地２
債務者　森下　裕人
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７９１号
京都市伏見区小栗栖中山田町54番地の５　府営住宅小栗栖西団地38―103
債務者　木之下健吉
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番１―206号、前住所兵庫県尼崎市三反田町２丁目７番11号
債務者　片山　恭子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３５５号
兵庫県西宮市津門川町10―７―1203号　今河方、住民票上の住所兵庫県芦屋市東芦屋町16番37号
債務者　サクラ堂こと　進藤　茂幹
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８４号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町１丁目８番５号　林文化
債務者　伊勢　正治
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８３号
奈良県桜井市朝倉台西１丁目1000番地の10
債務者　布施三智世
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１８８号
奈良県天理市石上町581番地７
債務者　古山　和義
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２０９号
奈良市芝辻町４丁目12番地の９　武田マンション307号
債務者　青島　　元
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
奈良地方裁判所